

## 従業員に対する課税関係 ～通勤費の取扱い～

役員や使用人に通常の給与に加算して支給する通勤手当や通勤定期券などは、一定の限度額まで非課税となっています。

電車やバスなどの交通機関だけを利用している人と交通機関のほかにマイカーや自転車なども使っている人の通勤手当などの非課税となる限度額については以下のとおりです。

### 1 電車やバスだけを利用して通勤している場合

この場合の非課税となる限度額は、通勤手当や通勤定期券などの金額のうち、1か月当たり 100,000 円までの金額です。

この限度額は 「合理的な運賃等の額」 とされ、

「合理的な運賃等の額」とは、通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。

また、新幹線等を利用した運賃等は含まれますが、グリーン料金などは除かれます。

### 2 電車やバスなどのほかにマイカーや自転車なども使って通勤している場合

この場合の限度額は、次の (1) と (2) を合計した金額ですが、1か月当たり 100,000 円が限度です。

- (1) 電車やバスなどの交通機関を利用する場合の1か月間の通勤定期券などの金額
- (2) マイカーや自転車などを使って通勤する片道の距離で決まっている1か月当たりの非課税となる限度額

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離に応じて、次のように定められています。

マイカーなどで通勤している人の非課税となる1か月当たりの限度額の表	
片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2キロメートル未満	0円(全額課税)
2キロメートル以上 10キロメートル未満	4,100円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	6,500円
15キロメートル以上 25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上 35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上 45キロメートル未満	20,900円
45キロメートル以上	24,500円

(注) 片道の通勤距離が15キロメートル以上の人、電車やバスなどを利用して通勤しているとみなしたときの通勤定期券1か月当たりの金額が、それぞれの限度額を超える場合にはその金額が限度額となります。

この場合に、利用できる交通機関が無いときは、通勤距離に応じたJRの地方交通線の通勤定期券1か月当たりの金額で判定しても差し支えありません。

ただし、100,000円が限度です。

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当や通勤定期券などを支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

この超える部分の金額は、通勤手当や通勤定期券などを支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。

なお、通勤手当などの非課税となる限度額は、パートやアルバイトなど短期間雇い入れる人についても、月を単位にして計算します。